（注１）市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
関係会社株式	67

（＊）百万円未満は切り捨てて記載しております。

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

社債は、相場価格を用いて評価しております。当法人が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期未収金

長期未収金については、財務内容評価法に基づき時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要と判断し、レベル３の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、財務内容評価法に基づき時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要と判断し、レベル３の時価に分類しております。

預託金

預託金の時価は、元利金の合計額と、当該預託金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

（単位：円）

科　　目	農業技術研究業務勘定	農業機械化促進業務勘定	基礎的研究業務勘定	特定公募型研究開発業務勘定	民間研究特例業務勘定	法人単位
Ⅰ　当期未処分利益（当期未処理損失（△））	859,320,288	10,394,687	89,209,971	0	△ 130,028,954	828,895,992
当期総利益（当期総損失（△））	859,320,288	10,394,687	89,209,971	0	△ 20,391,765	938,533,181
前期繰越欠損金（△）	0	0	0	0	△ 109,637,189	△ 109,637,189
Ⅱ　利益処分額						
積立金（積立金取崩額（△））	859,320,288	10,394,687	89,209,971	0	0	958,924,946
Ⅲ　次期繰越欠損金（△）	0	0	0	0	△ 130,028,954	△ 130,028,954

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 22 号

中日本高速道路株式会社が令和６年３月29日、令和７年３月28日及び令和７年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の変更公告」(以下「料金公告」という。)を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年９月 29 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

１．令和６年３月29日及び令和７年３月28日付け公告の変更

「企画割引「2024安房峠道路ドライブプラン」」の１．⑶のうち「令和７年９月30日」を「令和８年９月30日」に改める。

２．令和６年３月29日及び令和７年３月31日付け公告の変更

「社会実験「通勤パス」について」の⑶ソ．の次に次のとおり加える。

ツ．令和７年10月１日から令和７年10月31日まで
ネ．令和７年11月１日から令和７年11月30日まで
ナ．令和７年12月１日から令和７年12月31日まで
ラ．令和８年１月１日から令和８年１月31日まで
ム．令和８年２月１日から令和８年２月28日まで
ウ．令和８年３月１日から令和８年３月31日まで

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和７年９月30日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年９月 29 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔８〕中「令和７年９月６日」を「令和７年９月30日」に改める。

２　別添２中

「都道首都高速２号分岐線　　飯　倉　」を　「都道首都高速２号分岐線　　飯　倉（ＥＴＣ）」に、